

燃料価格高騰及び資材不足等による地域経済と市民生活への影響に対する対策強化を求める意見書

緊迫する中東情勢の長期化に伴い、原油の安定供給に対する不透明感はかつてないほど高まっている。エネルギー資源の大部分を海外に依存する我が国にとって、燃料価格の乱高下と供給網の寸断は、国家の経済安全保障を脅かす重大な事態である。

現在、燃料価格の高騰は、物流費や製造コストの押し上げを通じて、あらゆる生活物資に価格転嫁されており、国民生活を著しく圧迫している。特に、石油化学製品の基礎原料であるナフサの供給不安と価格高騰は深刻であり、医療現場での使い捨て機器や衛生用品、建設現場での建築資材、農業・水産業における梱包資材や肥料など、広範な資材不足とコスト上昇が顕在化している。こうした事態は、単なる産業活動への打撃にとどまらず、医療・福祉、教育といった公共性の高い分野の事業継続をも危ぶませる深刻な状況にある。

また、エネルギーコストの増大に加え、資材の不足や価格高騰は、本市の地域経済を支える中小企業の経営にも多大な影響を及ぼしている。適正な価格転嫁が困難な状況下で、事業者の自助努力は既に限界に達しており、地域経済全体への深刻な影響が危惧される。

政府が実施している燃料油価格激変緩和措置等の対策は、一定の下支えとなっているものの、出口戦略が見えないまま期限が延長されており、将来への不安を払拭するには至っていない。

よって、政府においては、国民生活及び産業活動を守るために、下記の対策を速やかに講じるよう強く要望する。

記

- 1 国際情勢の急変に備え、現行の補助制度を継続するとともに、さらなる機動的な拡充や国民負担を直接的に軽減する税制面での抜本的な措置を検討すること。
- 2 国家備蓄石油の戦略的な活用や供給源の多角化を推進し、燃料の安定供給を図ること。また、ナフサ等の原料不足によるサプライチェーンの断絶を回避するため、国内生産体制の強化や代替素材への転換支援を講じること。
- 3 燃料・資材高騰の影響を強く受ける建設業、製造業、運輸業及び農林水産業の事業者に対し、価格転嫁を円滑に進めるための環境整備を図るとともに、事業継続のための資金繰り支援や助成金等の強力な直接支援策を講じること。
あわせて、医療・福祉施設等の公共的施設がサービスを維持できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 コスト上昇分を適正に取引価格へ反映できるよう、取引適正化法等の厳格運用により監視体制を強化するとともに、地域経済の循環を停滞させないための実効性のある対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
経済安全保障担当大臣
衆参両院議長

宛て（各通）

水戸市議会議長 袴塚孝雄

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼすことである。

ヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務づけられたものの、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化、複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたものの、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地方公共団体によって支援内容にも差が生じている。

よって、政府においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなどの社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

- 1 全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

内閣総理大臣
財 務 大 臣
文部科学大臣 宛て（各通）
厚生労働大臣
こども政策担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 袴塚孝雄

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」は極低出生体重児の命を守るために、極めて重要な取組である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの二つの法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているものの、法的な仕組みとしては位置づけられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、政府においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置づけを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月16日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
こども政策担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 袴塚孝雄